

化学物質評価研究機構約款

本約款は、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下「CER I」という。）が委託者から受託する試験・検査・分析・測定・解析・評価・調査及びコンサルティング（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な、委託者とCER Iとの間の基本的な合意事項です。

（適用）

第1条 委託者及びCER Iは、第2条で成立した個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものとします。

2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先されるものとします。

（個別契約の成立）

第2条 本業務の委委託の個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

（1）委託者とCER Iとの間で契約書を作成・締結したとき

（2）委託者からの申込（CER I所定の試験依頼書等）に対し、CER Iがこれを書面により承諾したとき

（支払い）

第3条 本業務の委託料の支払いは、別段の合意が無い限り、以下のとおりとします。

（1）支払い条件：前金（委託料の支払い完了がCER Iの業務開始の条件となる）とし、個別契約成立後直ちに支払うものとします。ただし、継続的に業務を依頼されている場合は、この限りではありません。この場合、業務終了後速やかに全額を支払うものとします。

（2）支払い方法：原則としてCER Iの指定する銀行口座に振り込むものとします。振込手数料は、委託者の負担とします。

（秘密保持）

第4条 CER Iは、本業務の内容、結果及び委託者から開示された技術情報（試料を含む）のうち秘密と指定された事項に関して秘密を厳守し、委託者の書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

（1）委託者から開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの。

（2）委託者から開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの。

（3）委託者から開示を受けた後に、CER Iの責によらないで公知又は公用となったもの。

（4）CER Iが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したものの。

（5）CER Iが独自に開発したことを立証しうるもの。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、CER Iは委託者の事前承認を得て、本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な技術情報を当該委託先に開示できます。ただし、CER Iは、当該再委託先に対して、CER Iが前項の規定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

（試料・情報等の提供）

第5条 委託者は、定められた期日までに、本業務に必要な試料、技術情報及び資料をCER Iに無償で提供するものとします。

2. 委託者から試料等の特別な取扱いや保存条件等の指定がなく、これを原因として事故が発生した場合は、その責は全て委託者が負うものとします。

（終了後の措置）

第6条 CER Iは、本業務終了後速やかに、試料及び返還を条件

に提供を受けた技術情報を委託者に返還します。ただし、予め両者間で処分方法を取決めた場合は、その方法によるものとします。

（報告書）

第7条 CER Iは、定められた期日までに本業務の結果を報告書として作成し、委託者に提出するものとします。

2. CER Iは、報告書の写しを控として作成し、報告書提出後3年間保管し、その他本業務に関する記録等は報告書提出後1年間保管するものとします。

3. 前2項の規定にかかわらず、化学物質安全部門の業務については、報告書の写しを委託者に提出するものとし、別段の定めがない限り、報告書を本業務の終了後3年間保管するものとします。

4. 委託者は、報告書をカタログやインターネット等に転載する場合には、事前にCER Iの書面による承認を得るものとします。

（責任）

第8条 CER Iは、本業務に関してCER Iの責に帰すべき理由によって委託者に損害を与えたときは、CER Iは委託者と協議の上、次のいずれかの方法により必要な補償をいたします。

（1）CER Iの費用負担のもとに本業務をやり直す。

（2）委託者から支払われた委託料を限度として委託者が被った損害を賠償する。

2. 前項に関する請求権の行使は、本約款の有効期間終了後1年内とします。

（結果の利用等）

第9条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、CER Iは一切責任を負わないものとします。

2. CER Iは、本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

（個別契約の変更・解約）

第10条 委託者及びCER Iは、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更又は解約することができるものとします。

2. 本業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用について、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

（不可抗力）

第11条 天災地変その他CER Iの責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

（協議事項）

第12条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

（有効期間）

第13条 本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第7条における報告書提出日までとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は本約款の有効期間終了後3年間、第9条の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

以上（2010.4.1）